

中央大学ハイキング部OB会会則

制定 平成11年5月16日

改正 平成16年5月23日

改正 平成19年5月20日

改正 平成25年5月25日

改正 平成27年5月30日

(名 称)

第 1 条 本会は中央大学ハイキング部OB会(以下「OB会」という。)と称す。

(事務局)

第 2 条 OB会の事務局は次のところに置く
渋谷区代々木2-23-1 ニューステートメナー872
熊田・小島司法書士事務所 内

(目的・事業)

第 3 条 OB会は、会員相互の親睦を図るとともに、中央大学体育同好会連盟ハイキング部(以下「現役」という。)の発展に寄与するための支援を行なうことを目的とする。

2. OB会は、前項の目的を達成するために次の事業を行なう。
 - (1) 会員相互の親睦を目的とした各種行事等の開催。
 - (2) 現役の部長、執行部との意見交換会の開催。
 - (3) 現役に対する副部長・監督・コーチ等の派遣と金銭等の支援活動。
 - (4) 現役の活動及び非常時の場合 に対する支援活動。
 - (5) その他目的を達成するために必要な事業。

(会 員)

第 4 条 会員は、中央大学ハイキング部のOBをもって構成する。

2. 会員は別に定める会費を納入するものとする。
3. 会員は、前条の目的達成のため、積極的に協力するものとする。
4. 会員は、住所地等に変更が生じた場合、速やかに事務局もしくは学年代表幹事に通知しなければならない。

(役 員)

第 5 条 OB会の運営のために、次の役員 を設ける。

- (1) 理事 7名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

(理事・監事の選任)

第 6 条 理事・監事は、総会の決議によって選任する。

2. 理事・監事は総会において会員の中から選任する。
3. 会長、副会長、幹事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4. 幹事長は、事務局長、会計責任者を理事の中から必要に応じて指名することができる。その場合、理事会の承認を得るものとする。
5. 現役に対する副部長・監督の派遣は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(学年代表)

第 7 条 OB会の運営を円滑に推進するため、各代毎の会員から、推薦により「学年代表幹事」を選出する。

(任 期)

第 8 条 理事・監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度に関する総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2. 学年代表幹事の任期は原則として2年とし、再任は妨げない。

(理事・監事の職務及び権限)

第 9 条 理事は、理事会を構成し、この規則に定めるところにより会の運営を執行する。

2. 会長はOB会を代表し、会の運営を統括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に止むを得ざる事由があり、会長の業務を遂行し得ないときは、会長の指示によりこれを代行する。
4. 幹事長は、会長の命を受け、OB会の運営統括を理事との連携をとりながら執行するとともに、会計上の権限を有す。
5. 理事は、会長の命を受け、OB会の目的達成のために設けられたそれぞれの事業を分担し主管する。
6. 事務局長は、幹事長の命を受け、OB会の目的達成のために必要な業務を遂行し、会の円滑な運営を行なう。なお、事務局長は必要に応じて事務局員を設けることができる。また、事務局長は学年代表幹事を統括するとともに、事務局に係わる企画と立案を行ない、理事会に提案する。
7. 会計責任者は、幹事長と連携をとりながら収入と支出の管理をし、理事会に会計報告を行なう。
8. 監事は、OB会の運営(事業・会計)が公正かつ妥当に行なわれているかを年度末毎に監査し、その監査結果を報告する。

(学年代表幹事の任務)

第 10 条 学年代表幹事の主な任務は次の通りとする。

- (1) 会費の徴収に関わる任務を遂行する。
- (2) 各代の会員の住所録・連絡網を作り、事務局に提出する。
- (3) 各代毎に「学年会」を編成し、「学年会」の会員を取りまとめる。そのために必要な行事を設け、実行することができる。
- (4) 学年代表副幹事並びに係を必要に応じ設けることができる。
- (5) OB会の目的達成のために設けられたそれぞれの事業を分担し、その業務を推進する。

(名誉会長・顧問)

- 第 11 条 このOB会に、任意の機関として、1名の名誉会長と若干名の顧問を置くことができる。
2. 名誉会長及び顧問は、過去の経歴等を含め、理事会の議決をもって会長が任命する。

(総 会)

- 第 12 条 総会はOB会の最高意思決定機関とし、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集し、これを開催するものとする。また、必要に応じ会長は臨時に総会を招集し、開催することができる。
2. 総会は役員、学年代表幹事を以って構成する。
 3. 総会に付議すべき事項は次の通りとする。
 - ① 役員の選出
 - ② 事業計画及び予算案
 - ③ 事業報告及び収支決算報告
 - ④ 会費その他事業運営上の重要事項
 - ⑤ 会則の改廃に関する事項
 4. 総会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議案の決議・承認は出席者の過半数以上の同意を得るものとする。
 5. 議事録を作成する。

(理事会)

- 第 13 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
2. 招集は会長が行なう。
 3. 付議事項は次の通りとする。
 - ① 各事業の運営方針・計画に関する企画・立案
 - ② OB会の運営予算及び収支に関する事項
 - ③ 副部長、監督任命及び監督・コーチ派遣に関する事項
 - ④ 現役への支援活動に関する事項
 - ⑤ 総会に付議すべき事項
 - ⑥ その他OB会の運営に関する事項
 4. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
 5. 議決は出席役員の過半数の同意を得るものとする。
 6. 議事録を作成する。

(企画会)

- 第 14 条 各委員会に跨る事案、会全体に関する大きな事案及び長期の事前準備を要する事案が発生した場合は必要に応じて開催し、企画と立案を行なうと共に推薦を受けたコーチの承認を行い、理事会に提案する。
2. 企画会は、会長、副会長、幹事長、事務局長、会計責任者で構成する。

(委員会)

- 第 15 条** 理事会は必要により、本会に委員会を設け、委員長、委員他の役員を任命する。
2. 委員会は次の通りとする。
- ① 広報委員会
 - 1) 広報に関する企画・立案を行い、理事会に提案する。
 - 2) 広報を通してOB会の事業目的及び活動内容を会員に伝え理解、協力を求める。
 - 3) 会報誌等の編集、発行を行なう。
 - 4) ホームページの管理、運用と編集を行なう。
 - ② 安全対策支援委員会
 - 1) 安全対策と現役支援に関する企画と立案を行い、理事会に提案する。
 - 2) 現役部員に対する事故防止策の指導と教育を行なうと共に事故緊急報告の連絡網の整備・確立をする。
 - 3) OB会と部長と現役部員との密なる連携をとりながら相互の理解を深め、効果的な現役支援を行なう。
 - 4) 副部長、監督、コーチ等の派遣と物心両面の現役支援活動を行なう。
 - ③ 財務委員会
 - 1) 予算に関する企画と立案を行い、理事会に提案する。
 - 2) 年間の収入と支出計画の策定を行う。
 - 3) 年会費の安定収入に向けた施策を立案し、理事会に提案する。
 - 4) 遭難積立金の管理と運用を行う。

(会計)

- 第 16 条** OB会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
2. OB会の運営資金は次の収入をもってこれに充当する。
- ① 会員から徴収する年会費
 - ② 諸行事の際に出席者から臨時徴収する会費
 - ③ 寄付金その他雑収入
3. 年会費については別に定める。

付 則

本会則は平成11年5月16日に制定し、同日より施行する。

付 則

本会則は平成16年5月23日に一部改正し、同日より施行する。

付 則

本会則は平成19年5月20日に一部改正し、同日より施行する。

付 則

本会則は平成25年5月25日に一部改正し、同日より施行する。

付 則

本会則は平成27年5月30日に一部改正し、同日より施行する。